



## 小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策に関する公告について

小型薄利企業と個人経営者の発展を支援するために、2023年3月26日付で「小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策に関する公告」（財政部 税務総局公告 2023年第6号）が公布されました。また、本公告が2023年1月1日より施行されるにあたり、所得税優遇政策を確実に実施するために、税務総局によって2023年3月27日付で「国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策の徴収及び管理問題の実施に関する公告」（国家税務総局公告 2023年第6号）が公布され、所得税の徴収と管理に関する問題を明確にしました。こちらと同じく2023年1月1日から施行されます（以下、2つの公告を総称して「第6号公告」と称する）。

2022年3月14日付で公布された「小型薄利企業の所得税優遇政策の更なる実施に関する公告」（財政部 税務総局公告 2022年第13号）により、2022年1月1日から2024年12月31日まで、小型薄利企業の年間課税所得額が100万元超から300万元を超えない部分について、課税所得額を25%に減額して計算した後、税率20%を乗じて企業所得税を納付（実質の税負担は $25\% \times 20\% = 5\%$ ）となっておりましたが、第6号公告施行後、2024年12月31日までの小型薄利企業の年間課税所得額のうち100万元を超えない部分についても実質の税負担は5%となります。

今回のニュースレターでは、第6号公告の内容を日本語参照訳にてご紹介いたします。

### 小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策に関する公告 財政部 税務総局公告 2023年第6号

小型薄利企業と個人経営者の発展を支援するために、税金徴収政策について以下のように公告する。

- 一、小型薄利企業の年間課税所得額が100万元を超えない部分については、課税所得額を25%に減額して計算して、税率20%を乗じて企業所得税を納付する。
- 二、個人経営者の年間課税所得額が100万元を超えない部分については、現行の優遇政策に基づき、個人所得税を半減して徴収する。
- 三、本公告でいう小型薄利企業とは、国家の制限及び禁止されていない業種に従事し、且つ年間課税所得額が300万元を超えず、従業員数が300人を超えず、資産総額が5000万元を超えない等の3つの条件を同時に満たす企業を指す。

従業員数は、企業と労働関係がある従業員数と企業が受け入れた労務派遣の派遣者数を含む。従業員数と資産総額の指標は、企業の1年間の四半期の平均値で決定しなければならない。具体的な計算式は次のとおりである。

四半期の平均値 = (四半期の期首の値 + 四半期の期末の値) ÷ 2

1年間の四半期の平均値 = 1年間の各四半期の平均値の合計 ÷ 4



年度の途中で開業または経営活動を終了する場合、その実際の経営期間を1納税年度として上記の関連指標を決定する。

四、本公告の執行期間は2023年1月1日から2024年12月31日までである。

ここに公告する。

財政部 税務総局

2023年3月26日

## 国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策の徴収及び管理問題の実施に関する公告

### 国家税務総局公告 2023 年第 6 号

小型薄利企業の発展を支援し、小型薄利企業に対する優遇所得税政策を確実に実施するために、現在、徴収及び管理問題について以下のように公告する。

一、財政部、税務総局が規定する小型薄利企業の条件を満たす企業（以下、小型薄利企業と略称する）は、関連政策規定に従って小型薄利企業の所得税優遇政策を享受する。

企業が法人資格のない分支機構を設立する場合、総機関とその各分支機構の従業員数、資産総額、年度課税所得額をまとめて計算し、合計数に基づいて小型薄利企業の条件を満たすかどうかを判断しなければならない。

二、小型薄利企業は帳簿検査方式及び査定徴収方式のいずれの方法で企業所得税を納税しているかに関わらず、上記の優遇政策を受けることができる。

三、小型薄利企業は企業所得税の予納及び確定申告の時に納税申告書を記載することで、小型薄利企業所得税優遇政策を享受することができる。

小型薄利企業は従業員数、資産総額、年間課税所得額、国の制限及び禁止業種等の基礎情報を正確に記入しなければならない。情報システム上では小型薄利企業の優遇項目を知的的に事前記入し、減免税額を自動的に計算する。

四、企業所得税を予納する時、小型薄利企業の従業員数、総資産額、年度課税所得額の基準は、当年度の当期予納申告所属期末までの状況に基づいて暫定的に判断する。

五、従来は小型薄利企業の条件に該当しなかった企業が、年度の途中において企業所得税を予納する時、関連政策基準に基づいて小型薄利企業の条件を満たしていると判断される場合は、当期予納申告所属期末時点の累積状況に基づいて減免税額を計算する。当年度の前四半期において小型



薄利企業の条件を満たしていなかったことにより過納付された企業所得税は、以後の四半期において支払われるべき企業所得税から控除することができる。

六、企業が企業所得税を予納する時、小型薄利企業の所得税優遇政策を享受したが、確定申告時に関連政策基準を満たしていないことが判明した場合、規定に従って企業所得税を追納しなければならない。

七、小型薄利企業に係わる企業所得税は四半期ごとに一律に予納する。

毎月企業所得税を予納する企業は、当年度の4月、7月、10月において予定申告を行う時、関連政策基準に基づいて小型薄利企業の条件を満たしていると判断される場合は、次の予定申告期間から四半期に係わる予定納付申告を調整するが、一度調整を行った場合、当年度内で再度変更はできない。

八、本公告は2023年1月1日より施行する。『国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策の徴収及び管理問題に関する公告』（2022年第5号）は同時に廃止される。

国家税務総局

2023年3月27日

<日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語と日本語の表現の相違等から日本語翻訳の内容に誤解が生じる恐れがあります。中国語原文との間に解釈の相違がある場合、中国語原文を依拠としていただきますようお願いいたします。



## フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:hi.awamura@faircongrp.com">hi.awamura@faircongrp.com</a>
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a>	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:ik.uehara@faircongrp.com">ik.uehara@faircongrp.com</a>
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 <a href="mailto:yo.furuya@faircongrp.com">yo.furuya@faircongrp.com</a>

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。